

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした部分のうち、次の部分を開示すべきである。

- 1 農村振興総合整備事業支倉地区一時利用地指定図のうち一時利用地指定図の氏名
- 2 農村振興総合整備事業支倉地区一時利用地指定図のうち一時利用指定原簿に関する次の項目
 - (1) 従前の土地に係る「特殊地の符号」、「評定」及び「所有権以外の権利及び処分の制限」で記載のない箇所
 - (2) 「組合わせ符号」
 - (3) 一時利用地に係る「仮地番」、「用途」、「地積」及び「耕作地計」（貸付者の原簿を除く。）
 - (4) 一時利用地指定変更通知の別紙に係る次の項目
 - イ 一時利用地に係る「地番」、「地目」、「用途」、「地積」、「所有地の用途別合計」及び「耕作地計」（貸付者の原簿を除く。）
 - ロ 「区分」の欄に記載がない土地における「権利の種類」の欄（貸付者の原簿を除く。）
- ハ 従前の土地で地番が明らかとなっている土地の地目

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成15年10月6日、次の行政文書について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「川崎町支倉地区土地改良事業 地内における改良事業前復原測量図等一式」

「 地内仮換地所有図面等一式」

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「農村振興総合整備事業支倉地区従前地境界図」及び「農村振興総合整備事業支倉地区一時利用地指定図」(以下「本件行政文書」という。)を特定した。

その上で、実施機関は、平成15年10月20日、本件行政文書のうち、一部を除いて開示するという部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、一部を開示しない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

「本件行政文書には、個人所有地の境界の情報、個人の所有地等の財産及び権利関係等に関する情報が含まれており、当該情報を公開することにより、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるため。」

条例第8条第1項第7号該当

「一時利用指定事務は、換地処分までの間、従前の土地に代えて耕作を継続させ、関係受益農家の経営を安定させるものであり、公表することにより受益者の合意が取れなくなり、換地計画の作成及び決定等換地業務の執行に支障が生ずるため。」

3 異議申立人は、平成15年10月29日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書，意見書及び宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述で主張している異議申立ての理由を総合すると，おおむね次のとおりである。

（１）境界立会いの通知もなく，自己の所有する土地が土地改良事業区域内に組み込まれている。県は復原図を作成しているので，その成果の開示を請求したが，開示されていない。公共事業の名の下に，個人の土地の所有権を侵害することは，憲法第29条に違反する。

（２）非開示の理由は，自らの過ちを公共事業の名の下に隠蔽しようとするものであり，納得することはできない。

第４ 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると，おおむね次のとおりである。

１ 条例第８条第１項第２号の該当性について

（１）農村振興総合整備事業支倉地区従前地境界図

農村振興総合整備事業支倉地区従前地境界図（以下「本件従前地境界図」という。）は，本地区を含めたこの周辺地区において国土調査が未実施であったため，ほ場整備前において，地区内における一筆ごとの所有者，境界，面積，土地利用及び貸借関係等を把握するために作成されたもので，法務局に備え付けられ，閲覧できる公図等とは異なるものである。

本件従前地境界図には土地の境界等の情報が含まれ，公開することにより，個人の権利利益が害されるおそれがあることから，条例第８条第１項第２号に該当する。

（２）農村振興総合整備事業支倉地区一時利用地指定図

農村振興総合整備事業支倉地区一時利用地指定図（以下「本件一時利用地指定図」という。）は，一時利用指定原簿及び一時利用地指定図により構成されている。また，一時利用指定原簿には，一時利用地の指定を変更

した場合の通知に添付される別紙（以下、「変更通知の別紙」という。）についても、含まれる。

一時利用指定原簿には、関係受益者の住所、氏名、権利者番号、農家番号、従前の土地及び一時利用地に係る地番、用途、地積、利用区分等が記載されている。

このうち、関係受益者の住所、氏名、借受地と貸付地を除いた従前の土地の大字名及び地番については、登記簿の閲覧等により明らかとなる情報であり、これらは一般に公にされているものと認められることから、条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書イに該当する。

また、権利者番号、農家番号、借受地・貸付地の区分と大字名、一時利用地の大字名については、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないため、条例第 8 条第 1 項第 2 号には該当しない。

しかし、借受地・貸付地に係る地番と所有権以外の権利及び処分の制限の番号については、個人の財産内容及び権利関係の情報であり、公開することにより特定の個人が識別されるものである。また、従前の土地に係る用途及び地積並びに換地交付基準地積については、本件従前地境界図に基づいたものであり公開されているものではなく、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する。

2 条例第 8 条第 1 項第 7 号の該当性について

一時利用指定原簿の一時利用地に係る仮地番、用途及び地積については、公開することにより、受益者の合意が得られなくなり、換地計画の作成及び決定等の換地業務の執行に支障が生じると認められ、また、一時利用地指定図の氏名についても、公開することにより、換地計画の作成及び決定等の換地業務の執行に支障が生じると認められることから、条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当する。

第 5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有する諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈、運用されなければならない。当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 条例第8条第1項第2号の該当性について

実施機関は、本件従前地境界図、本件一時利用地指定図の一時利用指定原簿の借受地・貸付地に係る地番、所有権以外の権利及び処分の制限の番号、用途、地積及び換地交付基準地積については、条例第8条第1項第2号により、当該部分を非開示としている。

しかしながら、条例第8条第1項第2号は、個人に関する情報から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外している。したがって、本件行政文書に記載されている個人に関する情報は、農業を営む個人の当該事業に関する情報として、条例第8条第1項第3号に該当するか否かによって開示、非開示を判断すべきものと認められる。

3 条例第8条第1項第3号の該当性について

農業を営む個人の当該事業に関する情報については、前述のとおり、条例第8条第1項第3号の該当性を検討すべきである。検討に当たっては、同号に規定される「事業を営む個人の当該事業に関する情報」の内容や性質が、事業の種類や形態、規模により、多岐に渡るものであり、条例第8条第1項第3号該当性の判断は、画一的な基準により決せられるものではなく、事業の種類や形態、規模等を十分に考慮し、個別・具体的に行う必要がある。この点を踏まえ、以下検討を行う。

(1) 本件従前地境界図について

本件従前地境界図は、ほ場整備前に地区内における一筆ごとの所有者、

境界，面積，土地利用や貸借関係等を把握するために作成されたものである。

本件従前地境界図については，法務局に備え付けられ，閲覧できる公図とは異なり，私有地間の境界はもちろんのこと，私有地と道路や水路といった国有地等との境界であっても，公表が予定されているものではない。また，本件従前地境界図における境界線の外枠に限ってみても，実際に事業が行われた区域と一致しているものではなく，公表されていない。

本件従前地境界図の私有地である農地の境界については，農業を営む個人の権利に関する事業情報であり，公表が予定されているものではない。このような情報を開示することは，当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を損うおそれが高いと認められることから，条例第8条第1項第3号に該当し，非開示とすることが妥当である。

(2) 本件一時利用地指定図について

イ 一時利用地指定図について

実施機関は，一時利用地指定図のうち氏名を非開示としている。

本件の一時利用地指定図は，平成9年度と平成14年度にそれぞれ作成されたものである。これらとは別に，本件の開示請求の対象文書としては特定されていないが，平成11年度に作成された支倉地区の一時利用地指定図が存在している。この平成11年度作成の一時利用地指定図については，平成16年5月26日付けの当審査会の答申を踏まえ，平成16年6月11日付けの実施機関の決定により，そのすべてが開示されているところである。

本件の一時利用地指定図と平成11年度作成の一時利用地指定図とを比較すると，確かに図面の範囲や耕作者の氏名に若干の違いが見受けられるものの，これらの図面は，支倉地区の一時利用地指定図として，その内容が基本的に同一であると認められる。

このような本件の事情にかんがみると，その内容が基本的に同一であると認められる一時利用地指定図が全部開示されているにもかかわらず，本件の一時利用地指定図の氏名を特に開示しないとする合理的な理由は見いだせない。よって本件の一時利用地指定図の氏名については，条例

第8条第1項第3号に該当せず，開示が妥当である。

□ 一時利用指定原簿について

実施機関は，一時利用指定原簿の一時利用地に係る仮地番（変更通知の別紙においては地番。以下本節において同じ。），用途，地積及び耕作地計並びに変更通知の別紙の一時利用地に係る所有地の用途別合計を，非開示としている。

上記(2)イで検討した結果，一時利用地指定図に記載されている耕作者の氏名については開示が妥当である。一時利用地指定図の氏名を開示した場合，既に関示されている一時利用地指定図の仮地番，地積及び用途といった情報と組み合わせることにより，貸付者を除いた一時利用指定原簿の一時利用地に係る仮地番，用途，地積及び耕作地計並びに貸付者を除いた変更通知の別紙の一時利用地に係る所有地の用途別合計が明らかとなる。よって，これらを開示したとしても，農業を営む個人の正当な利益が損なわれると認められない。

また，従前の土地に係る所有権以外の権利及び処分の制限の欄に記載のない箇所及び変更通知の別紙に係る区分の欄の記載がない土地における権利の種類欄が，本件処分において非開示とされている。

本件処分においては，区分の欄が開示されているが，同欄に借受地，貸付地（変更通知の別紙においては，借受，貸付。以下本節において同じ。）の記載がない土地については，所有権以外の権利及び処分の制限の欄に記載事項があるかないか，変更通知の別紙の権利の種類欄にどのような権利の種類が記載されるかは，容易に推測されるものであり，またこれらの箇所を開示したとしても条例第8条第1項第3号には該当するとは認められないことから，開示が妥当である。

次に，従前の土地に係る特殊地の符号及び評定，組合わせ符号の欄についても，本件処分では非開示とされている。

しかし，当審査会でインカメラ審理したところ，本件においては，これらの欄を開示したとしても，新たに明らかとなる事項がないことから，

これらについては，条例第 8 条第 1 項第 3 号には該当せず，開示が妥当である。

変更通知の別紙には，従前の土地に係る地目が記載されているが，これは登記簿上の地目であり，従前の土地に係る地番が開示されている土地に関しては，登記簿により明らかとなることから開示が妥当である。

また，一時利用地の地目については，本件の事業の性質上，一時利用地の現況である用途と異なることは想定されず，現に本件においても，用途に記載されている情報と同じ情報が地目に記載されている。既に論じたとおり，一時利用地の用途は，開示すべきものであることから，一時利用地の地目についても開示することが妥当である。

これに対し，一時利用指定原簿の従前の土地に係る借受地・貸付地の地番と所有権以外の権利及び処分の制限の貸借関係を示す番号については，これらを開示すると，特定個人間における土地の貸借関係が明らかになる。これらの情報は，農業を営む個人の財産内容及び権利関係の情報であり，通常一般人に対して公にされていない情報である。

また，一時利用指定原簿に記載されている従前の土地に係る用途及び地積並びに換地交付基準地積に関しては，本件従前地境界図に基づいた情報である。本件従前地境界図は，(1)で述べたとおり，一般に公開が予定されているものではない。このような従前地境界図を基にした情報である従前の土地に係る用途及び地積並びに換地交付基準地積についても，本件従前地境界図と同様に公表が予定されているものではない。

したがって，一時利用指定原簿の従前の土地に係る借受地・貸付地の地番，所有権以外の権利及び処分の制限の貸借関係を示す番号，従前の土地に係る用途及び地積並びに換地交付基準地積については，公開することにより，農業を営む個人の正当な利益が損なわれると認められることから，条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当し，非開示が妥当である。

4 条例第 8 条第 1 項第 7 号の該当性について

実施機関は、一時利用指定原簿の仮地番、用途、地積及び一時利用地指定図の氏名について、これらを公開することにより受益者の合意が取れなくなり換地計画の作成及び決定等の換地業務の執行に支障が生じると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当するとしている。

しかし、3(2)イで述べたとおり、作成年度が違う一時利用地指定図が、既にすべて開示されている。加えて、この開示によって、換地業務の執行に支障が生じたという具体的な事実はうかがわれない。このような本件の事情にかんがみると、一時利用地指定図の氏名を明らかにしたとしても、受益者の合意が取れなくなり換地計画の作成及び決定等の換地業務の執行に支障が生じるとは認められず、条例第8条第1項第7号には該当しない。

また、一時利用指定原簿の仮地番、用途及び地積についても、今回一時利用地指定図の耕作者の氏名を開示するならば、本件処分において、既に開示されている一時利用地指定図の仮地番、用途及び地積と組み合わせることにより、貸付者を除いた一時利用指定原簿の仮地番、用途及び地積は、明らかとなることから、条例第8条第1項第7号に該当しない。

5 結論

以上のとおり、本件処分において非開示とされた以下の部分については、開示が妥当である。その余の部分は、条例第8条第1項第3号に該当し、非開示が妥当である。

- 1 本件一時利用地指定図のうち一時利用地指定図の氏名
- 2 本件一時利用地指定図のうち一時利用指定原簿に関する次の項目
 - (1) 従前の土地に係る「特殊地の符号」、「評定」及び「所有権以外の権利及び処分の制限」で記載のない箇所
 - (2) 「組合わせ符号」
 - (3) 一時利用地に係る「仮地番」、「用途」、「地積」及び「耕作地計」(貸付者の原簿を除く。)
 - (4) 変更通知の別紙に係る次の項目
 - イ 一時利用地に係る「地番」、「地目」、「用途」、「地積」、「所有地の

用途別合計」及び「耕作地計」(貸付者の原簿を除く。)

ロ 「区分」の記載がない土地における「権利の種類」の欄(貸付者の原簿を除く。)

ハ 従前の土地で地番が明らかとなっている土地の地目

第6 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
15 . 12 . 4	実施機関から諮問を受けた（諮問第112号）
15 . 12 . 24	異議申立人から意見書を受理した。
16 . 4 . 13 (第194回審査会)	事案の審議を行った。
16 . 4 . 27 (第195回審査会)	事案の審議を行った。
16 . 5 . 26 (第196回審査会)	実施機関から非開示理由等を聴取した。
16 . 6 . 15 (第197回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。
16 . 6 . 29 (第198回審査会)	事案の審議を行った。
16 . 11 . 9 (第206回審査会)	事案の審議を行った。
16 . 11 . 30 (第207回審査会)	事案の審議を行った。
17 . 1 . 18 (第208回審査会)	事案の審議を行った。
17 . 2 . 15 (第209回審査会)	事案の審議を行った。
17 . 3 . 7 (第210回審査会)	事案の審議を行った。
17 . 3 . 28 (第211回審査会)	実施機関から非開示理由等を聴取した。
17 . 5 . 18 (第213回審査会)	事案の審議を行った。

17.6.20 (第215回審査会)	事案の審議を行った。
17.7.4 (第216回審査会)	事案の審議を行った。
17.7.25 (第217回審査会)	事案の審議を行った。
17.8.4 (第218回審査会)	事案の審議を行った。
17.9.7 (第219回審査会)	事案の審議を行った。
17.9.27 (第220回審査会)	事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
大 葉 由 佳	フリーアナウンサー	
岡 本 勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
木 下 淑 恵	東北学院大学法学部助教授	
佐々木 健次	弁護士	会長
武 田 貴 志	弁護士	

（平成17年10月19日現在）